

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	中土佐町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.nakatosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=416

執行機関名 中土佐町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年中土佐町条例第121号。以下「ひとり親家庭医療費条例」という。)に定めるひとり親家庭医療費に関する事務であつて規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 2の項 中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年中土佐町条例第121号。以下「ひとり親家庭医療費条例」という。)に定めるひとり親家庭医療費に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年中土佐町条例第121号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成18年中土佐町規則第64号)第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年中土佐町条例第121号)第5条第1項 中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成18年中土佐町規則第64号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税に関する情報